

## 第2章 消費税率の引き上げについて

### 2.1 2010年代の財政予測

北浦義朗

#### 1. 目的

日本の財政状況は非常に悪く、国と地方を合わせた長期債務残高はGDP比にして160%まで達しており、先進諸国の中でも最悪の状況にある。そこで財政健全化を図るために、2006年に歳出・歳入一体改革と銘打ち、2011年度に国と地方を合わせた基礎的財政収支を黒字化する目標とその手段が「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(通称：骨太の方針2006)」に明記され、閣議決定された。

この歳出・歳入一体改革の基本的な考え方の一つとして、「名目成長率3%程度の「堅実な経済前提」に立つ」とある。しかし、周知のように、2007年半ばからの世界の金融危機の影響を日本経済も受け、2007年度の名目成長率は1.0%と3%には遥かに届かない水準であった。その後、経済状況は悪化し続け、2008年度の名目成長率は、政府の見通しで、-1.3%と大きなマイナス成長になると予測されている。

こうした悪化した経済状況の中、政府は総額2兆円の定額給付金や高速道路の通行料の引き下げといった経済対策が打たれ、財政健全化は一時的に棚上げされている<sup>1</sup>。だが、日本の財政状況が非常に厳しい中では、中長期的な観点から財政健全化を図る方策を考えていく必要がある。

そこで本稿では、足元の経済状況を把握しながら、将来の国・地方合わせた財政状況を把握するシミュレーションモデルを構築し、今後の財政運営に関する提言を行っていくための検討する基礎データとする。そして、政府が試算した財政予測である、「経済財政の中長期方針と10年展望 比較試算」の結果を再現したモデルとすることで、政策議論との整合性を図る。

#### 2. 「経済財政の中長期方針と10年展望 比較試算」について

第2節では、2009年1月16日に経済財政諮問会議に提出された「経済財政の中長期方針と10年展望 比較試算」がどのような前提を置いてシミュレーションされたものであるのか概観する<sup>2</sup>。置かれている前提は大きく分けて、経済の想定と財政の想定である。

---

<sup>1</sup> 骨太の方針2006では、「経済の持続的成長と財政健全化を両立させるため、経済が大きく減速する場合には、財政健全化のペースを抑えるなど、柔軟性をもった対応を行う」との記述がある。

<sup>2</sup> シミュレーション結果については当該資料を参照のこと。

#### i. 経済想定

経済想定は表1にあるように「2010年世界経済順調回復シナリオ」、「2010年世界経済急回復シナリオ」、「世界経済底ばい継続シナリオ」と世界経済の状況に応じて3つのケースに分けられている。3つのケースは表1にあるように「世界経済」の状況、「全要素生産性」の仮定、「労働参加率」の想定により、3つに分けられている。

長期的な名目成長率は「2010年世界経済順調回復シナリオ」で3%程度、「2010年世界経済急回復シナリオ」で4%程度、「世界経済底ばい継続シナリオ」で1%程度と想定されている（表2を参照）。つまり、「骨太の方針2006」で示された歳出歳入一体改革の前提となる3%の名目成長の想定は「2010年世界経済順調回復シナリオ」で考えられていると判断できる。

#### ii. 財政想定

財政にかかる想定は、社会保障・消費税率・歳出のパターンの3つの前提に分けられる。いずれの想定でも、平成20年度第二次補正予算、平成21年度予算案、平成21年度税制改正は織り込まれている。

##### (1) 社会保障制度について

社会保障制度の前提は以下の2つに分けられる。

① 社会保障の機能強化を『中期プログラム』<sup>3</sup>の工程表を踏まえ一定の仮定に基づき実施するケース。

2011年度までは「骨太の方針2006」の考え方に沿って削減し、2012年度以降は『中期プログラム』の工程表を踏まえ計算をしている。特に2012年度以降については、社会保障国民会議最終報告（平成20年11月4日）付属資料にある「社会保障の機能強化のための追加所要額」に踏まえた計算を行っている。

② 基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げ、高齢化の進展に伴い自然に増加する公費負担のみ対応するケース。

##### (2) 消費税率について

消費税については、試算上の便宜的な仮定として以下の6ケースが想定されている。

---

<sup>3</sup> 正式名称は以下の通り。『持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」』（平成20年12月24日閣議決定）

- ① 消費税率を据え置き
- ② 2011 年度から 2013 年度にかけて 3% 引上げ（試算の便宜上毎年度 1% ずつの引上げを想定）
- ③ 2011 年度から 2015 年度にかけて 5% 引上げ（試算の便宜上毎年度 1% ずつの引上げを想定）
- ④ 2011 年度から 2017 年度にかけて 7% 引上げ（試算の便宜上毎年度 1% ずつの引上げを想定）
- ⑤ 2013 年度から 2015 年度にかけて 5% 引上げ（試算の便宜上 2013 年度に 3%、2014、2015 年度に 1% ずつの引上げを想定）
- ⑥ 2015 年度に 5% 引上げ

### （3）歳出のパターンについて

社会保障関連以外の歳出のパターンは 2011 年度までは「骨太の方針 2006」の考え方に沿った 2 つのパターンに分けられる。2012 年度以降については、社会保障関連以外の歳出を名目額で一定にして実質的に削減するケースと、物価上昇率並に増加させ実質的に一定に保つケースの 2 つのパターンを設定している。2011 年度までと 2012 年度以降の組み合わせは以下のとおりである。

（2010、2011 年度）

（2012 年度以降）

- ① ▲14.3 兆円歳出削減 & 非社会保障歳出名目額横ばい
- ② ▲11.4 兆円歳出削減 & 非社会保障歳出物価上昇率並増加

### （4）「経済財政の中長期方針と 10 年展望 比較試算」におけるシミュレーションのケース分けについて

「経済財政の中長期方針と 10 年展望 比較試算」では経済想定 3 ケース、社会保障制度想定 2 ケース、消費税増税想定 6 ケース、歳出想定 2 ケースの想定が置かれている。これらの想定を踏まえて、表 3 にまとめたように、合計 17 のケースがシミュレーションされている。

これら 17 のケースの中で、経済前提だけによる効果を見るために、社会保障・消費税・歳出パターンそれぞれの想定について同じ想定を置いており経済前提だけが異なるものを抜き出す。社会保障機能を強化せず自然体で支出が増加し、消費税率を据え置き、歳出については 14.3 兆円歳出削減して非社会保障歳出名目額横ばいとした、1-1-3、2-1-1、2-1-2 の三つのケースとなる。本稿ではこの三つのうち経済前提が「2010 年世界経済順調回復シナリオ」である 2-1-1 のケースを再現するシミュレーションモデルを構築していく。

### 3. 本シミュレーションモデル

本稿で構築するシミュレーションモデルの基礎は、川瀬・北浦・木村（2004）、川瀬・北浦・木村・前川（2007）などの一連の研究で開発された、社会保障（年金、医療、介護）と国と地方を合わせた財政の予測モデルである。このモデルのデータを更新したうえ<sup>4</sup>、社会保障部門を社会保障国民会議のシミュレーション結果を反映させる形で改良を行った。

その上、「経済財政の中長期方針と10年展望 比較試算」のシミュレーション、経済前提は世界経済が順調に回復し、社会保障機能を強化せず自然体で支出が増加し、消費税率を据え置き、歳出については14.3兆円歳出削減して非社会保障歳出名目額横ばいとした、2-1-1を再現できるよう調整して<sup>5</sup>、本稿で用いるシミュレーションモデルとした。シミュレーションの基本設定は表2にまとめた。

### 4. シミュレーション

3節で作成したシミュレーションモデルの経済前提を「2010年世界経済急回復シナリオ」、「世界経済底ばい継続シナリオ」に変え再計算した。このことにより、社会保障機能を強化せず自然体で支出が増加し、消費税率を据え置き、歳出については14.3兆円歳出削減して非社会保障歳出名目額横ばいとした場合に、国と地方を合わせた財政の姿がどのようになるのか、経済前提ごとに明らかになる。これらのシミュレーションは「骨太の方針2006」の内容を実施してとして、2006年以降の経済の変調とそれに伴う財政支出が長期的な財政指標にどのように影響を与えたのか、一定の評価ができる。

シミュレーション結果について、国と地方を合わせた長期債務残高のGDP比を図1に、国と地方合わせた基礎的財政収支（プライマリーバランス）の結果を図2に提示した。

長期的に名目3%成長となる「順調回復シナリオ」でも長期債務残高のGDP比は160%弱から伸び続け2020年には200%を超える水準に達している（図1）。

「骨太の方針2006」に置いて2011年度に黒字化を目指すことになっていた基礎的財政収支は同年にマイナス3%を超える赤字になっており、2015年以降もほぼ同じ水準を維持している（図2）。

経済の想定を経済の状況が良い「急回復シナリオ」に変えたとしても、財政

---

<sup>4</sup> データ更新の過程で呉善充氏（関西社会経済研究所 研究員）から助言を受けた。記して感謝申し上げたい。

<sup>5</sup>

指標は若干良くなるものの発散傾向に変化はない。経済状況が悪い「底ばいケース」では急激な財政指標の悪化を招く。

つまり、「骨太の方針 2006」の改革を実施したとしても、金融危機による経済の変調とそれに対応した財政支出のため財政の健全化が困難になっていることが分かる。

そこで財政再建を図りプライマリーバランスをゼロにするように消費税を増税するケースを試算することにする。目標年度は、当初の政府の目標年度であった 2011 年度と、少し遅らせた 2015 年度とする。

2011 年度にプライマリーバランスがゼロにする場合は、当該年度に消費税を 6.6%ポイント増税する必要があり、2015 年度にプライマリーバランスがゼロにする場合は、当該年度に消費税を 6.9%ポイント増税する必要がある。消費税を引き上げる年度を 4 年変えたとしても、同じ経済想定の中では、0.3%ポイントしか必要な消費税率は変わらない。財政指標に与える結果は図 3、図 4 に示した。

国と地方を合わせた長期債務の GDP 比は 2011 年度にプライマリーバランスをゼロにしたケースでは 170%程度、2015 年度のケースでは 180%超でほぼ均衡している。しかし、毎年 1%程度であるが上昇傾向は続いている（図 3）。また、国と地方合わせたプライマリーバランスを見ても、2 つのケースとも消費税を引き上げた年度ではプライマリーバランスはゼロになっているが、それ以降はわずかであるが赤字となっている。

これらのことから現実的に消費税率は整数値を取ることを考えると、財政健全化を図るために必要な消費税率の引き上げ幅は 7%ポイントであると考えられる。

## 5. おわりに

本稿では、足元の経済状況を把握しながら、将来の国・地方合わせた財政状況を把握するシミュレーションモデルを構築した。このシミュレーションモデルを利用することで以下の二つが明らかになった。

第一に、足元の経済状況の悪化とその経済対策のために日本の財政状況は悪化し、「骨太の方針 2006」で掲げられた歳出・歳入といった改革の実施を続けてもプライマリーバランスの黒字化は果たされることなく、国と地方を合わせた長期債務残高の GDP 比は発散傾向にあることが明らかになった。

第二に、プライマリーバランスの黒字化を図り、長期債務の発散傾向を抑えるために必要な消費税率の引き上げ幅を試算したところ、2010 年代に引き上げるのであれば、7%ポイント必要であることが明らかになった。

(参考文献)

橋本恭之・呉善充「税收の将来推計」RIETI ディスカッションペーパー 08-J-033、2008年.

川瀬晃弘・北浦義朗・木村真「社会保障制度改革が財政に与える影響」、『大阪大学経済学』、No. 53(4)、pp. 108-126、2004年.

川瀬晃弘・北浦義朗・木村真・前川聡子「2004年年金改革のシミュレーション分析」、『日本経済研究』、No. 56、pp. 92-121、2007年.

表 1 経済財政の中長期方針と 10 年展望 比較試算の経済想定の設定

	2010年世界経済順調回復シナリオ	2010年世界経済急回復シナリオ	世界経済底ばい継続シナリオ
世界経済	世界経済が混乱を脱し、2010年には我が国経済及び世界経済が順調に回復	世界経済が早期に混乱を脱し、2010年には我が国経済及び世界経済が急回復・高成長を遂げる	世界経済の混乱が続くため、我が国の景気後退も深刻化・長期化
全要素生産性（TFP）上昇率	1.0%程度まで上昇	1.5%程度まで上昇	0.5%程度まで低下
労働参加率	女性・高齢者で上昇	女性・高齢者に加えてそれ以外でも上昇	女性・高齢者を含めて全てで現状水準一定

出所：「経済財政の中長期方針と 10 年展望 比較試算」より作成。

表 2 経済財政の中長期方針と 10 年展望 比較試算の経済想定の数値表

世界経済順調回復ケース

	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
実質成長率	1.9%	-0.8%	0.0%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.5%
物価上昇率(GDPデフレーター)	-0.9%	-0.5%	0.1%	0.3%	0.7%	1.0%	1.0%	1.0%	1.5%
名目成長率	1.0%	-1.3%	0.1%	1.8%	2.1%	2.4%	2.4%	2.4%	3.0%
名目利子率	1.6%	1.5%	1.1%	1.4%	1.7%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%

世界経済急回復ケース

	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
実質成長率	1.9%	-0.8%	0.0%	2.6%	2.3%	2.6%	2.6%	2.6%	2.3%
物価上昇率(GDPデフレーター)	-0.9%	-0.5%	0.1%	0.5%	1.2%	1.0%	1.0%	1.0%	1.9%
名目成長率	1.0%	-1.3%	0.1%	3.1%	3.5%	3.6%	3.6%	3.6%	4.2%
名目利子率	1.6%	1.5%	1.1%	1.6%	2.3%	4.2%	4.2%	4.2%	4.2%

世界経済底ばいケース

	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
実質成長率	1.9%	-0.8%	-0.8%	-0.1%	0.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	1.1%
物価上昇率(GDPデフレーター)	-0.9%	-0.5%	-0.2%	-0.3%	-0.8%	1.0%	1.0%	1.0%	0.1%
名目成長率	1.0%	-1.3%	-1.0%	-0.4%	-0.6%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	1.2%
名目利子率	1.6%	1.5%	1.0%	1.3%	1.3%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%

出所：「経済財政の中長期方針と 10 年展望 比較試算」より作成。

表3. 「経済財政の中長期方針と10年展望 比較試算」のケース分け

ケース番号	経済前提			社会保障		消費税						歳出パターン	
	順調回復	急回復	底ばい	機能強化	自然体	① 消費税 率を据え置 き	② 2011年 度から2013 年度にかけ て3%引上 げ(	③ 2011年 度から2015 年度にかけ て5%引上 げ(	④ 2011年 度から2017 年度にかけ て7%引上 げ	⑤ 2013年 度から2015 年度にかけ て5%引上 げ	⑥ 2015年 度に5%引 上げ	① ▲14.3兆 円歳出削減 & 非社会 保障歳出名 目額横ばい	② ▲11.4兆 円歳出削減 & 非社会 保障歳出物 価上昇率並 増加
1-1-1	○			○				○				○	
1-1-2		○		○				○				○	
1-1-3			○		○	○						○	
1-2-1	○			○				○					○
1-2-2		○		○				○					○
1-2-3			○		○	○							○
2-1-1	○				○	○						○	
2-1-2		○			○	○						○	
2-2-1	○				○	○							○
2-2-2		○			○	○							○
3-1-1	○			○			○					○	
3-1-2	○			○					○			○	
3-2-1		○		○			○					○	
3-2-2		○		○				○				○	
3-3-1	○			○						○		○	
3-3-2	○			○							○	○	
4	○				○			○				○	

**表 4. シミュレーションの基本設定**

	<b>前提</b>
(1) 経済前提	<p>～2007 年度：実績値。</p> <p>2008～11, 15 年度：「経済財政の中長期方針と 10 年展望 比較試算」「2010 年世界経済順調回復シナリオ」(2012 年度～14 年度までは 2011 年度から 15 年度までの平均を取った)</p> <p>2016 年度以降：「社会保障国民会議における検討に資するために行う公的年金制度に関する定量的なシミュレーション」における基本となっている経済前提(ケースⅡ-1)</p>
(2) 人口推計	<p>国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口』(平成 18 年 12 月推計)の中位推計。</p>
(3) 年金	<p>「社会保障国民会議における検討に資するために行う公的年金制度に関する定量的なシミュレーション」。</p>
(4) 医療・介護	<p>「社会保障国民会議における検討に資するために行う医療・介護費用のシミュレーション」</p> <p>ケース①：医療費の伸びの主な要因ごとに一定の仮定をおいた伸び率を使用。(効率化要因についても一定の仮定をおいて織り込む)</p>
(5) 財政部門	<p>税金・税外収入：名目 GDP 成長率×弾性値(国 1.2、地方 1.1)</p> <p>償還率：2.83%(2006 年度実績)</p> <p>その他の歳出(社会保険公費負担・公債費を除く歳出)：2008 年度以降名目 GDP 率と同率で推移</p>

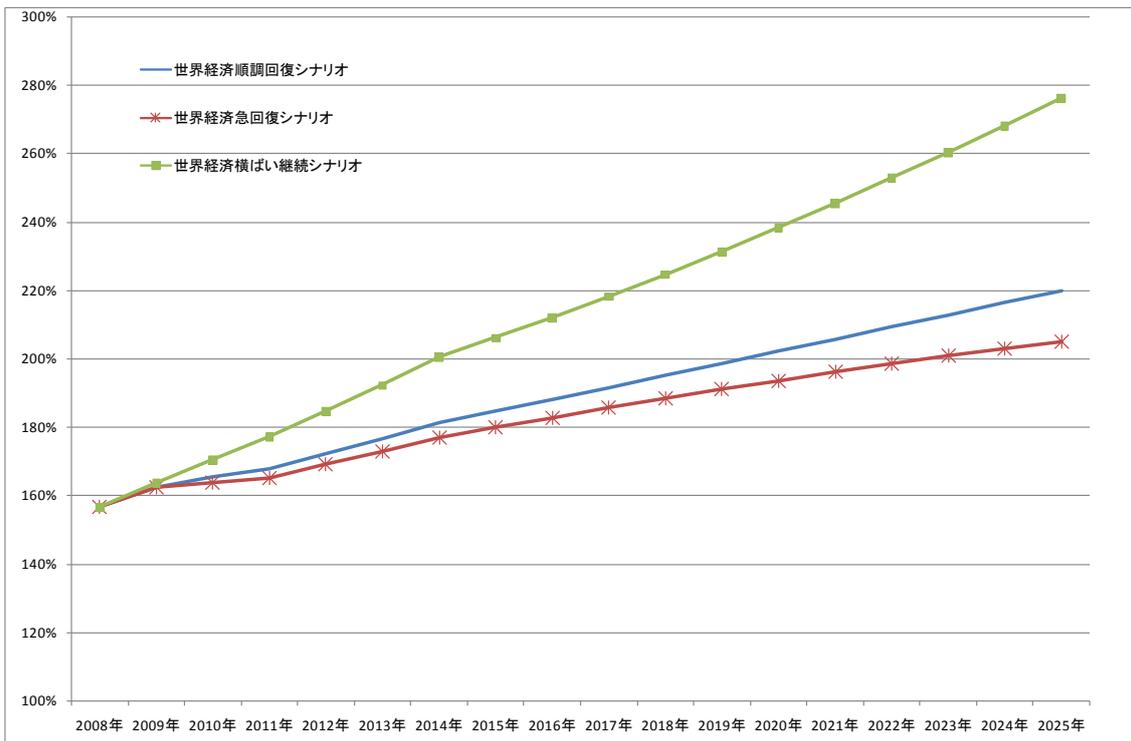


図1 国と地方を合わせた債務残高の GDP 比の予測結果

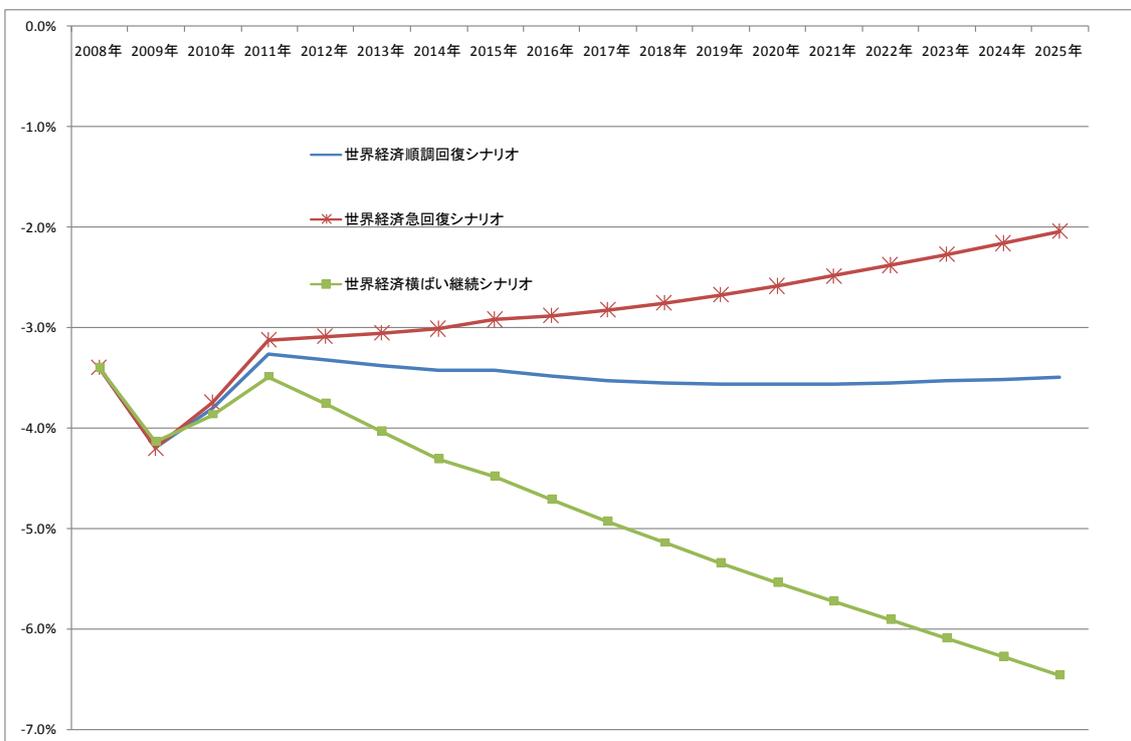


図2 国と地方を合わせたプライマリーバランスの GDP 比の予測結果

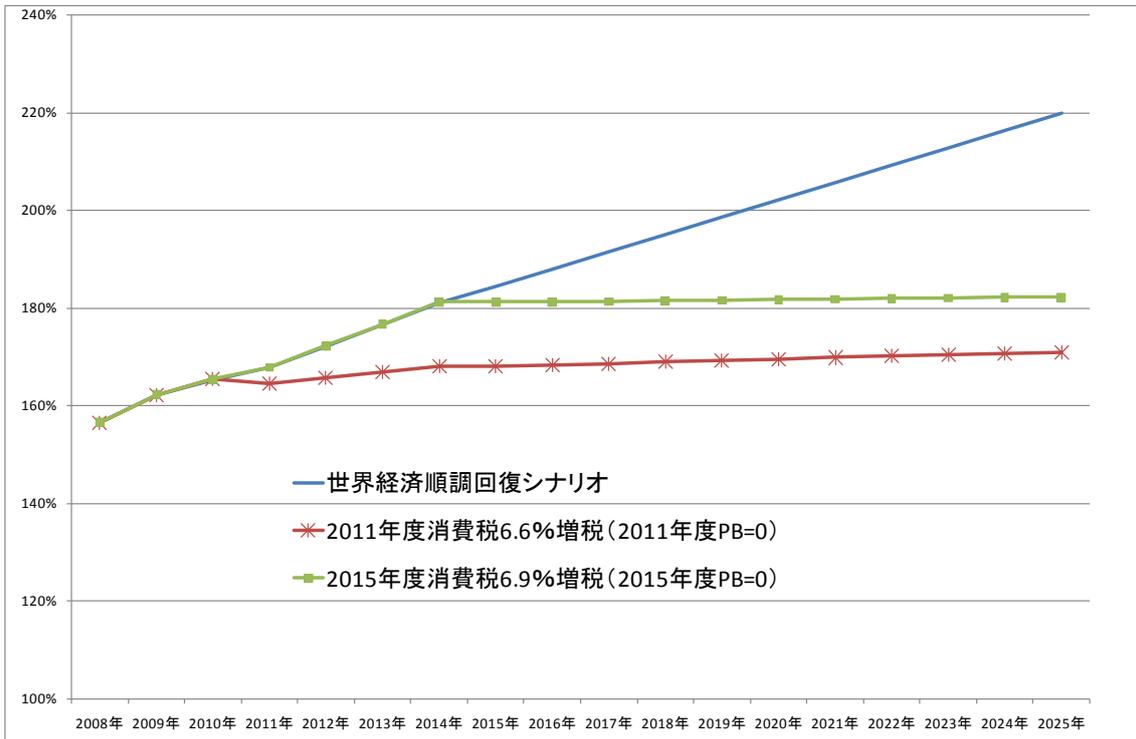


図 3 国と地方を合わせた債務残高の GDP 比の試算結果

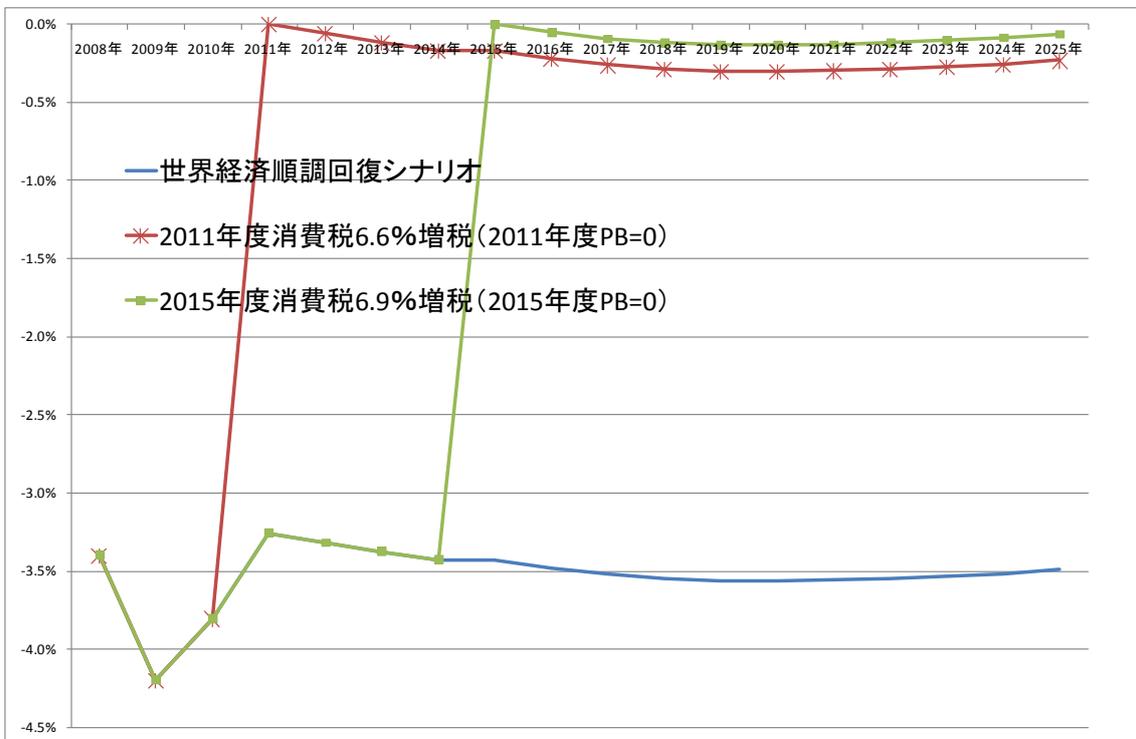


図 4 国と地方を合わせたプライマリーバランスの GDP 比の試算結果

## 第2章 消費税率の引き上げについて

### 2.2 基礎年金の税方式化財源としての消費税引き上げ

呉 善充

#### 1. はじめに

2009年 は年金制度を見直す時期にあたり首相官邸において社会保障国民会議が設けられて提言を出すなど活発な議論がおこなわれている。国民年金についての議論は基礎年金保険料（以下、保険料とする）の税方式化が中心となっている。社会保障国民会議は、保険料の税方式化（財源は消費税）は保険料が軽減されるよりも消費税負担額の方が大きくなるという試算結果を出している<sup>1</sup>。社会保障国民会議の試算方法や前提に対する批判も存在する。たとえばサラリーマンの場合、保険料は労使折半されているが、税方式化されても企業負担分は本人の賃金に還元されない上に、本人が消費税で負担するという前提を置いている点である。家計への負担については現時点での年齢階級別と所得階級別に見ているにすぎない。

そこで本稿では、基礎年金保険料の税方式化が現在から保険料を負担する勤労者世帯の公的負担にどのような影響を与えるのかを世帯類型別にライフサイクルレベルで社会保障国民会議の経済想定を用いたシミュレーションにより分析することにした。保険料の税方式化は保険料負担がなくなるかわりに所得・住民税制における社会保険料控除の消失につながり、家計にとって所得税と住民税の負担増をもたらす。しかし家計への影響はこれだけではない。保険料の税方式化は企業の保険料負担の減少をもたらす。これは法人税の増収につながる事が考えられる。本稿ではまず社会保障国民会議で試算されていない基礎年金保険料負担の減少による所得税増収分と法人税増収分が消費税率の上昇を抑えることができると仮定したシミュレーションをおこなう。次に保険料が賃金に還元されると仮定したシミュレーションを追加的におこなう。

#### 2. シミュレーションの想定

##### 2.1 経済想定と厚生年金保険料に占める基礎年金保険料部分の推計

本稿における経済想定は社会保障国民会議における経済想定Ⅱ-1（納付率65%）と同じである。老齢基礎年金（以下、基礎年金とする）の給付総額の予測に必要な65歳以上の人口予測には社会保障人口問題研究所の推計値（平成18年12月推計、出生・死亡中位）を用いた。本稿では保険料の税方式化の財源として消費税を想定する。このためには消費税収の将来予測と消費税率1%分の税収予測が必要となる。消費税収は2008年度予算額である10兆6,710億円を名目経済成長率で伸ばすことで将来予測し、その額を消費税率4%で割ることで将来の1%分の消費税収とした（表1参照）<sup>2</sup>。

本稿で想定している家計は勤労者世帯（サラリーマン世帯）である。一般的な給与所得者は厚生年金に加入しているが、これは同時に国民年金に加入していることになっている。このことから厚生年金保険料に基礎年金保険料が含まれている。日本の公的年金制度は事実上の賦課方式で運営されており、保険料の増減が年金給付額へ影響する。したがって厚生年金保険料に占める基礎年金保険料部分を算出するためには基礎年金保険料の未納率の想定と基礎年金給付拠出金に対する厚生年金の出資比率が必要になる<sup>3</sup>。

<sup>1</sup> 勤労者世帯モデルケースでは収入階級別かつ年齢階級別も保険料軽減額よりも消費税負担額が大きくなるという試算を出している。65歳以上は、保険料軽減額が小さく、特に消費税負担額が大きくなるとしている。

<sup>2</sup> 消費税率は5%であるが、5%の25%（1%分）は地方消費税となっている。したがって国税に納入される部分は消費税率4%となる。保険料の税方式化の財源として消費税率を上昇させることによる家計行動やマクロ経済成長に対する影響は考慮していない。

<sup>3</sup> 国民年金の保険料と給付の財政関係については川瀬(2006)が詳しい。

表 1 今後のマクロ基礎年金額と要対応額

	65 歳以上 人口 (万人)	基礎年金 月額 (円)	基礎年金 対応額 (兆円)	国庫負担 (兆円)	名目 GDP (兆円)	名目経済 成長率 (%)	消費税込 (兆円)	消費税率 1%分 (兆円)
2008 年	2,821	66,008	22.3	8.3	536	3.3	10.7	2.7
2009 年	2,899	66,008	23.0	11.5	554	3.7	11.0	2.8
2010 年	2,941	66,602	23.5	11.8	574	3.9	11.4	2.9
2011 年	2,970	67,002	23.9	11.9	597	2.0	11.9	3.0
2012 年	3,074	67,337	24.8	12.4	609	2.0	12.1	3.0
2013 年	3,185	67,337	25.7	12.9	621	2.0	12.3	3.1
2014 年	3,293	67,337	26.6	13.3	633	2.0	12.6	3.1
2015 年	3,378	67,337	27.3	13.6	646	2.0	12.8	3.2
2020 年	3,590	67,404	29.0	14.5	713	2.0	14.2	3.5
2025 年	3,635	67,803	29.6	14.8	787	2.0	15.7	3.9
2035 年	3,725	86,117	38.5	19.2	896	0.9	17.8	4.5
2050 年	3,764	124,723	56.3	28.2	1,023	1.0	20.4	5.1

出所) 社会保障国民会議資料より作成。

本稿では、国民会議での推計値を利用することによって厚生年金報酬比例部分に占める基礎年金部分の料率を推計する<sup>4</sup>。社会保障国民会議(2008)のバックデータ(未納率 65%, 経済想定 II-1)において厚生年金基礎年金拠出金(A), とそれに占める国庫負担分が時系列データによって入手することができる。総報酬額は「第 34 回社会保障審議会年金数理部会資料(厚生労働省)」より 2006 年時点での厚生年金における総報酬額(151.6 兆円)を賃金上昇率と生産年齢人口で伸ばすことにした。総報酬額に報酬比例保険料率を乗じることで厚生年金支出総額を算出することができる(B)。(A)を(B)で割ることによって報酬比例保険料に占める基礎部分が算出することができる。この値を報酬比例保険料率にかけることによって報酬比例保険料率に占める基礎部分料率を算出できる。社会保障国民会議は税方式化によって 2009 年時点で厚生年金保険料に定める基礎年金分の保険料割合は 4%/14.996%であるとしている<sup>5</sup>。本稿における推計では 4.05%/14.996%という結果が得られており、本推計結果の頑健性は高いといえる。

## 2. 2 保険料の税方式化による税の増収額の推計

保険料の税方式化は所得税における社会保険料控除が減少するために課税ベースの拡大をもたらすので所得税が増収となる。木村(2008)は保険料の税方式化にともなう所得税の増収額を『市町村税課税状況等の調』を用いて推計している。木村(2008)は 2008 年での増収額を 6,848 億円と推計している。本稿での所得税の増収額を推計する方法として橋本・呉(2008)を踏襲した。橋本・呉(2008)は制度改革や経済状況の変化が税収にどのような影響をもたらすのかを予測するモデル設計になっている。したがって木村(2008)と違って長期的な予測も可能にな

<sup>4</sup> 社会保障国民会議資料(「社会保障国民会議における検討に資するために行う公的年金制度に関する定量的なシミュレーション」)によると、この経済想定は「人口の変化等を踏まえた年金財政への影響(暫定試算):平成 19 年 2 月(厚生労働省年金局)」における基本ケースおよび参考ケースの前提をそれぞれ踏まえたものであるとなっている。本稿執筆時点での経済状況を考慮すると、名目経済成長率の想定は高く設定されている(内閣府は 2009 年 3 月 12 日に 2008 年度 10-12 月期の名目経済成長率はマイナス 3.6%としている)が、社会保障国民会議で公開されているバックデータを用いて分析するために本稿でのシミュレーションにおいてこの経済想定を用いることにした。

<sup>5</sup> 2009 年度に国民年金保険料への国庫負担割合が 50%になることを前提としている。

っている。本稿における推計方法は以下のようにになっている。

国税庁の 2006 年の『税務統計から見た申告所得税の実態』および『税務統計から見た民間給与の実態』に掲載されているデータを使用した。『税務統計から見た申告所得税の実態』のデータは、源泉所得税税収の給与分の税収予測に利用し、『税務統計から見た申告所得税の実態』に掲載されているデータは、申告所得税のうち、譲渡所得税、利子配当所得税などの分離課税分の税収を除いた部分の税収予測に利用する。この統計書には、所得階級別の所得金額、各種所得控除金額、人員等が掲載されている<sup>6</sup>。所得税収の推計の具体的な手順は以下の通りである。

ステップ 1 2008 年度の所得階級別の平均所得に税法を適用し、階級別平均税額を計算<sup>7</sup>。

ステップ 2 階級別平均税額に人員を乗じて、階級別税収額を推計。

ステップ 3 階級別税収額を合計し、2008 年度のモデル上の税収額を推計。

ステップ 4 モデル上の税収額と現実の税収額から調整係数を算出。

ステップ 5 2009 年以降の各年の所得分布を一定の経済想定にもとづき推計。

ステップ 6 2009 年以降の所得分布に税法を適用し、モデル上の税収を算出し、調整係数を用いて調整。

ステップ 5 の経済想定には、社会保障国民会議の経済想定（II-1）値と、社会保障人口問題研究所による生産年齢人口の予測値を使用した。ステップ 6 において適用する税法は、2008 年度税制を利用した。なお、所得控除のうち社会保険料控除については、将来の保険料率の引き上げを考慮する必要がある。本稿では、介護保険、医療保険の保険料については現行の水準を固定するものとし<sup>8</sup>、年金の保険料については、2004 年年金改正で決まったように、段階的に 18.3%まで引き上げられるものとした<sup>9</sup>。保険料の税方式化による増収を推計する場合、前節で得られた厚生年金保険料にしめる基礎年金分の保険料割合を差し引くことで求めることができる。2009 年時点で 6,395 億円の増収額になる予測結果が得られた。

保険料の税方式化にともなう法人税の増収額の予測は、木村(2008)の推計結果を利用したうえで、以下のような想定のもとにおこなった。木村(2008)は厚生年金保険料における基礎年金部分保険料が 2009 年に税方式化され、企業負担分が軽減されるがその部分は労働者の賃金に反映されないで内部留保になると仮定すると、企業の利潤増加にともなう法人税が増収するとし、その額を推計している。木村(2008)の推計結果は 2009 年度に 5,589 億円の増収となっている。

そこで本稿ではまず木村(2008)の推計結果を名目経済成長率と 2009 年度を基準とした税方式化される保険料部分の伸び率で伸ばすことで税方式化にともなう法人税の増収額を推計することにした。税方式化される保険料部分の伸び率を用いることで保険料の企業負担分の減少分が法人税の増収につながることを考慮している。保険料の税方式化にともなう所得税と法人税の増収規模とそれに対応する消費税率の予測は図 1 のようになる。

<sup>6</sup> 税額の計算においては、基礎控除、配偶者控除、扶養控除だけでなく、老年者控除、老年寡婦控除、障害者控除など、税務統計に記載されている所得控除の情報をすべて利用した。

<sup>7</sup> 税務統計には、特別障害者控除額、障害者控除額、老年者控除額、特定寡婦控除額などの利用人数が階級別に記載されている。階級別の利用人数を階級毎の人員で割ることでこれらの所得控除の利用率がわかる。税額の計算の際には、税法で規定されている各種控除額に利用率を計算して階級毎の平均的な税額を求めた。

<sup>8</sup> 医療保険と介護保険の保険料率には政府管掌健康保険の保険料率を使用した。政府管掌健康保険の介護保険料率は、平成 20 年 3 月分以降の保険料から、1.13%となり、医療保険の保険料率 8.2%と併せて 9.33%となる。

<sup>9</sup> 厚生年金の保険料率は、2008 年の料率が 14.642%(労使折半)で、毎年 0.354%ずつ上昇し、2017 年以降は 18.3%で一定となる。社会保険料控除は、このうち本人負担部分のみしか認められないため、2 分の 1 を本人負担と想定して、社会保険料控除を計算した。

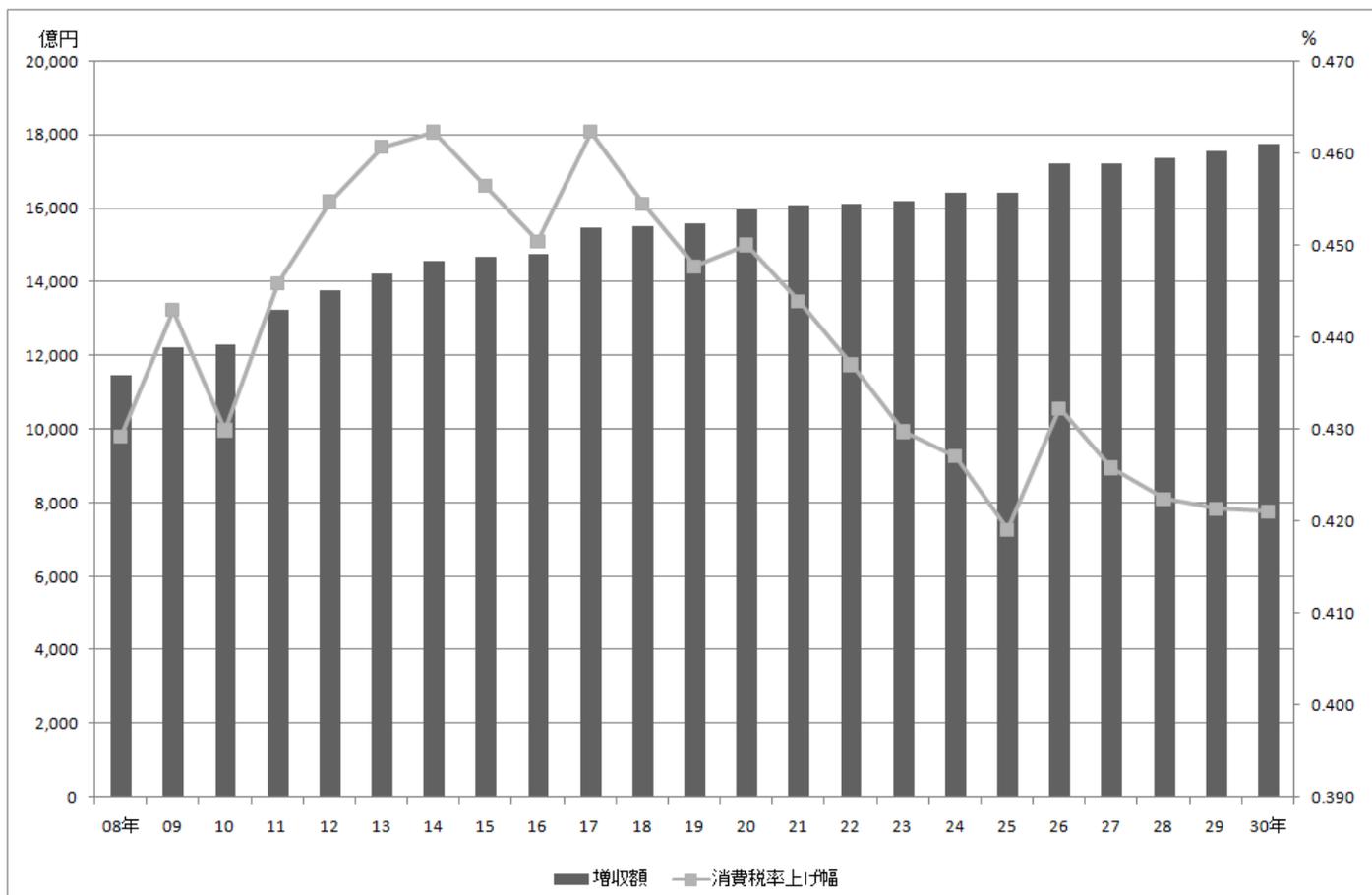


図 1 保険料の税方式化にともなう増収額と厚生年金保険料率の推移

### 2. 3 世帯類型別のライフサイクル家計の想定

公的年金制度改革を議論する場合に忘れてならないことは厚生年金制度における第3号被保険者の存在である。第3号被保険者の保険料は第2号が負担しているにもかかわらず公的年金が給付されるからだ。厚生労働省は年金給付額の所得代替率が2009年度時点で62.3%としているが、これは夫婦世帯レベルでの試算である<sup>10</sup>。生涯単身世帯の給付額は同じ保険料を支払っても給付額は夫婦世帯よりも不利になっている。単身者は保険料負担額においても不利な状況になる。

そこで本稿は保険料の税方式化が家計の生涯公的負担に与える影響をシミュレーション分析する際に、家計を世帯類型別に分けることにした。橋本・山口(2005)は2004年におこなわれた公的年金制度改革を将来世代にわたってシミュレーション分析をおこなっている。橋本・山口(2005)は片稼ぎ、共稼ぎ、パート、独身男および独身女の世帯にわけて、それぞれの所得と消費に関するライフサイクルデータを『全国消費実態調査(平成14年)』を加工し、コーホート・エフェクトを加味することで作成して分析をしている<sup>11</sup>。本稿は橋本・山口(2005)がおこなったライフサイクルデータの作成方法を踏襲することにした。

<sup>10</sup> 年金給付額の算定には平均的なサラリーマン(夫)と専業主婦(妻)世帯で公的年金加入期間が40年という想定をおいた試算である。

<sup>11</sup> 過去のデータをつなぎあわせることでコーホート・データという1世代を通じた家計データを作成するという方法が存在する。これについては橋本・林・跡田(1991)を参照されたい。

本稿の分析における家計の世帯類型は 1988 年生まれの単身世帯、片稼ぎ世帯および共稼ぎ世帯である。世帯主は男子であるとした。彼らは 2008 年時点の 20 歳から 59 歳まで厚生年金に加入し、65 歳から 79 歳まで年金を受給する<sup>12</sup>。片稼ぎ世帯と共稼ぎ世帯の彼らは 20 歳から 29 歳まで単身世帯であり、同じ年齢の 30 歳女子と結婚する。結婚する女子は 20 歳から 29 歳まで単身世帯であるとし、片稼ぎ世帯の男子と結婚する場合は専業主婦となり、共稼ぎ世帯の男子と結婚する場合はそのまま結婚する前と同じく労働しているものとする。

所得と消費データは『全国消費実態調査 (2004 年)』の勤労者単身世帯男と女の年齢階級別の勤め先収入と消費支出のデータをソースデータとして用いた<sup>13</sup>。勤め先収入については単身者世帯のデータを用いるが、30 歳以降の消費データについては世帯類型別の消費支出を用いた<sup>14</sup>。このソースデータは 30 歳から 10 歳刻みで 69 歳まで掲載されている。このデータを用いて 1 歳刻みのデータに加工することにした。具体的な方法として 30 歳から 39 歳の平均データを 35 歳時点のデータであるとし、40 歳から 49 歳の平均データを 45 歳時点のデータであるとして両者の加重平均をとることで 1 歳刻みのデータに加工した<sup>15</sup>。20 歳から 34 歳までのデータは 35 歳データを『賃金センサス (2004 年)』の男子学歴計の年齢階級別データから 35 歳以降 20 歳までの賃金下落率を用いて遡ることによって求めた<sup>16</sup>。以上の作業によって 2004 年時点での 1 歳刻みのクロスセクションデータを作成することができた。これに物価上昇率と賃金上昇率を乗じることでコーホート・エフェクトを加味した 1988 年生まれの生涯にわたる賃金データと消費データを作成した<sup>17</sup>。

表 2 世帯類型別の所得と消費データの想定

	20 歳から 29 歳		30 歳から 59 歳		65 歳から 79 歳	
	所得	消費	所得	消費	年金	消費
単身男世帯	単身男	単身男	単身男	単身男	単身男の厚生年金	単身男
単身女世帯	単身女	単身女	単身女	単身女	—	—
片稼ぎ世帯	単身男+単身女	単身男+単身女	単身男	片稼ぎ	20 歳から 29 歳までの単身女加入機 関に応じた厚生年 金+単身男の厚生 年金	片稼ぎ
共稼ぎ世帯	単身男+単身女	単身男+単身女	単身男+単身女	共稼ぎ	単身男の厚生年金 +単身女の厚生年 金	共稼ぎ

## 2. 4 基礎年金保険料税方式化のシミュレーション

本節では、基礎年金保険料の税方式化が 1988 年生まれ世代の公的負担にライフサイクルレベルでどのような影響をあたえるのかをシミュレーションにより明らかにしよう。本稿では 3 つのケースをシミュレーションした。

<sup>12</sup> 社会保障人口問題研究所による 2006 年における平均寿命は男子が 79.00 歳、女子が 85.81 歳となっているが単身世帯と生涯の公的負担を比較するために女子も男子の平均寿命で死亡するものとした。

<sup>13</sup> 『全国消費実態調査報告 (勤労者・単身世帯)』「第 35 表 男女、年齢階級別 1 世帯当たり 1 か月間の収入と支出」を利用している。

<sup>14</sup> 所得データについては単身者の生涯とその他の世帯のデータに大きな差はないが、消費支出については世帯人員が増加することによる規模の効果がでてくるためである。

<sup>15</sup> 具体的なデータ加工の方法は橋本(2001)を参照されたい。

<sup>16</sup> 女子のデータについては「女子学歴計」のデータをもちいている。

<sup>17</sup> コーホート・エフェクトについては橋本・山口(2005)を参照されたい。

1 つめのケースは現行方式である。2 つめのケースは保険料の減少にともなう所得税と法人税の増収分は消費税率を抑えるケースである（還元なしケース）。いまひとつのケースは 2 つめのケースに保険料減少分が勤労者の賃金に還元されるとしたケースである（還元ありケース）。

表 3 税方式化による世帯類型別の税・社会保険料生涯公的負担への影響（単位：万円）

	所得・住民税			社会保険料			消費税			公的負担		
	現行	還元なし	還元あり	現行	還元なし	還元あり	現行	還元なし	還元あり	現行	還元なし	還元あり
単身世帯	3,052	3,346 (9.6%)	3,838 (25.7%)	3,407	2,379 (-30.2%)	2,577 (-24.4%)	675	1,752 (159.6%)	1,752 (159.6%)	7,134	7,477 (4.8%)	8,166 (14.5%)
片稼世帯	2,480	2,766 (11.5%)	3,308 (33.4%)	3,827	2,670 (-30.2%)	2,695 (-29.6%)	1,107	2,870 (159.1%)	2,870 (159.1%)	7,415	8,306 (12.0%)	8,872 (19.7%)
共稼世帯	4,296	4,770 (11.0%)	5,638 (31.2%)	5,926	4,142 (-30.1%)	4,340 (-26.8%)	1,105	2,861 (159.0%)	2,861 (159.0%)	11,327	11,773 (3.9%)	12,839 (13.3%)

備考）括弧内の値は現行からの伸び率を表している。

表 3 は本稿におけるシミュレーションによる世帯類型別の項目別生涯公的負担の結果を表したものである。なお、負担額については 2009 年年金財政再計算にしたがって物価上昇率 1%によって 2008 年基準に割引現在価値化している。結果をみると、税方式化はすべての世帯類型にとって所得税と消費税の増税、社会保険料の減少となるが、公的負担合計でみれば増大することになる。社会保険料は所得に比例税率で課せられるために世帯類型別に改革の影響による負担率の下落率の違いはほとんどない（還元なし：0.1%程度、還元あり：5.2%程度）。所得・住民税について見れば、単身世帯よりも片稼ぎ世帯と共稼ぎ世帯のほうが負担の上昇率が大きくなる。これは 20 歳から 29 歳までの単身世帯時代の女子の所得・住民税負担分が上昇することから説明できる。片稼ぎ世帯のほうが共稼ぎ世帯よりも負担の上昇率が高くなっている。これは共稼ぎ世帯における女子の所得プロファイルの形状が年齢途中で伸び悩むことに起因している。所得税が累進課税制度を採用しているために共稼ぎ世帯における女子は平均的に高い実効税率に直面しないわけだ。

図 2 から図 4 は保険料の税方式化によって生涯での各年齢別の公的負担の内訳がどのように変化するのかを世帯類型別にみたものである。まずは還元なしケースから見ることにしよう。単身世帯は、20 歳から 40 歳まで公的負担が増加、41 歳から 59 歳まで減少する。これは税方式化による社会保険料の減少よりも所得税と消費税の増税額が大きい場合、公的負担は増加することになるが、単身世帯では所得控除額が小さくなるために若い年齢にとって不利になる。年金受給世帯が負担する消費税額の伸び率は 190%から 200%程度となる。

片稼ぎ世帯は、ライフサイクルを通じて公的負担が増加することになる。これは現行の所得税と住民税には扶養控除が適用されるために保険料控除が減少することによる税負担が重くなってしまふからである。片稼ぎ世帯は各年齢において社会保険料負担の減少よりも税負担のほうが増加するという社会保障国民会議の試算結果と同様の結果がえられている<sup>18</sup>。

<sup>18</sup> 社会保障国民会議が置いている想定は夫婦妻（専業主婦世帯）が標準ケースとなっている。

共稼ぎ世帯は20歳から29歳までの単身時代では公的負担は増加するが、結婚したあとでは夫婦ともに保険料の減少幅が大きくなるので53歳までは公的負担は減少することになる。現行制度では共稼ぎ世帯による保険料収入が制度設計に貢献しているといえるだろう。54歳から59歳までの公的負担は増すことになるが、これは女性の賃金カーブが男性のそれと比較して伸び悩む年齢が早いため、保険料の減少幅が小さくなるためである。

つぎに社会保障国民会議が想定していない保険料の減少分が賃金に還元されるケースを見てみよう。賃金に還元されたケースではすべての世帯類型にとって年齢別の公的負担は増加することになる。しかし還元なしケースとは異なり、勤め先収入から公的負担を引いた値である可処分所得は生涯合計値で増加することになる。現行と比較して、可処分所得の合計値は、単身者世帯は5.0%、片稼ぎ世帯は2.9%、共稼ぎ世帯は3.4%の増加となる。よって保険料の税方式化は賃金に還元された場合、ライフサイクルレベルでは厚生が増すことになる。

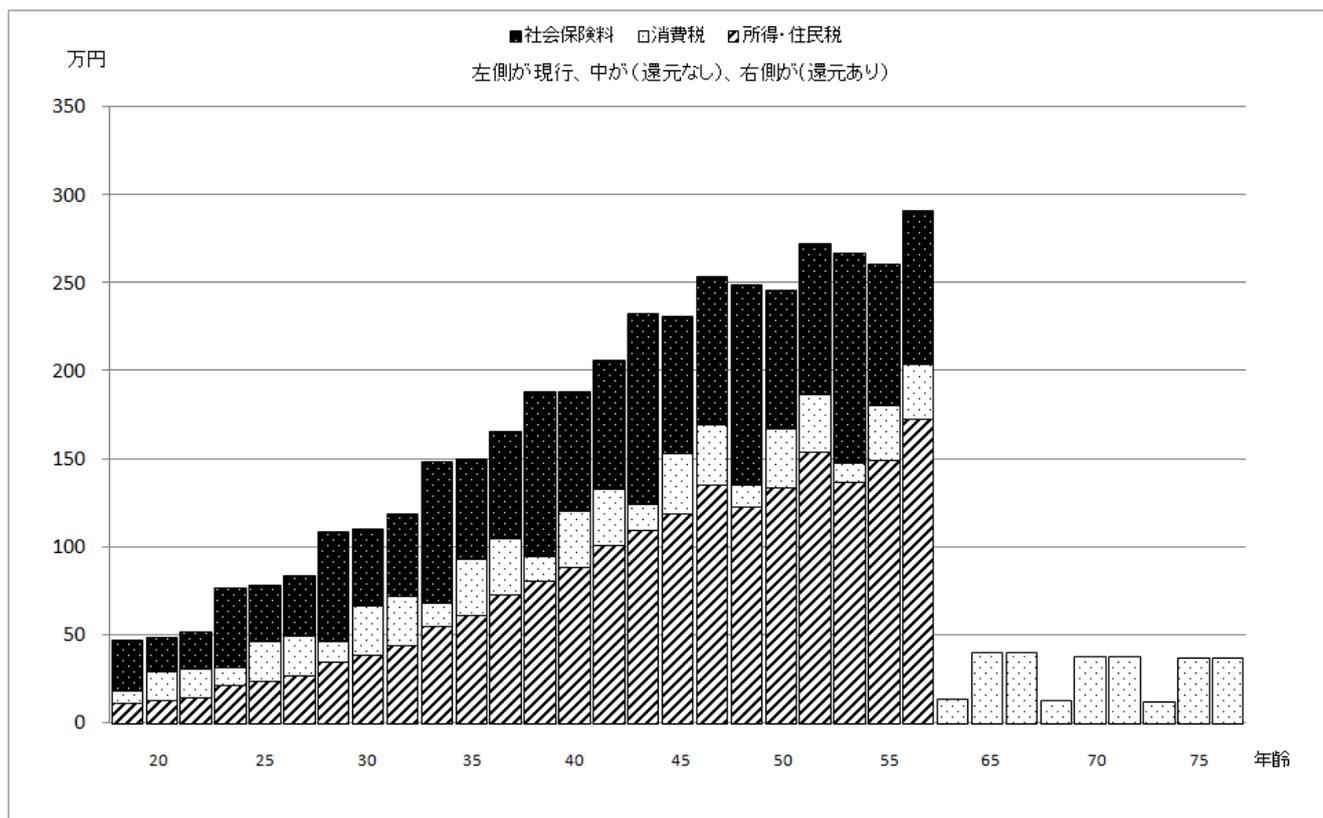


図 2 年齢階級別の税・社会保険料負担内訳の変化 (単身世帯)

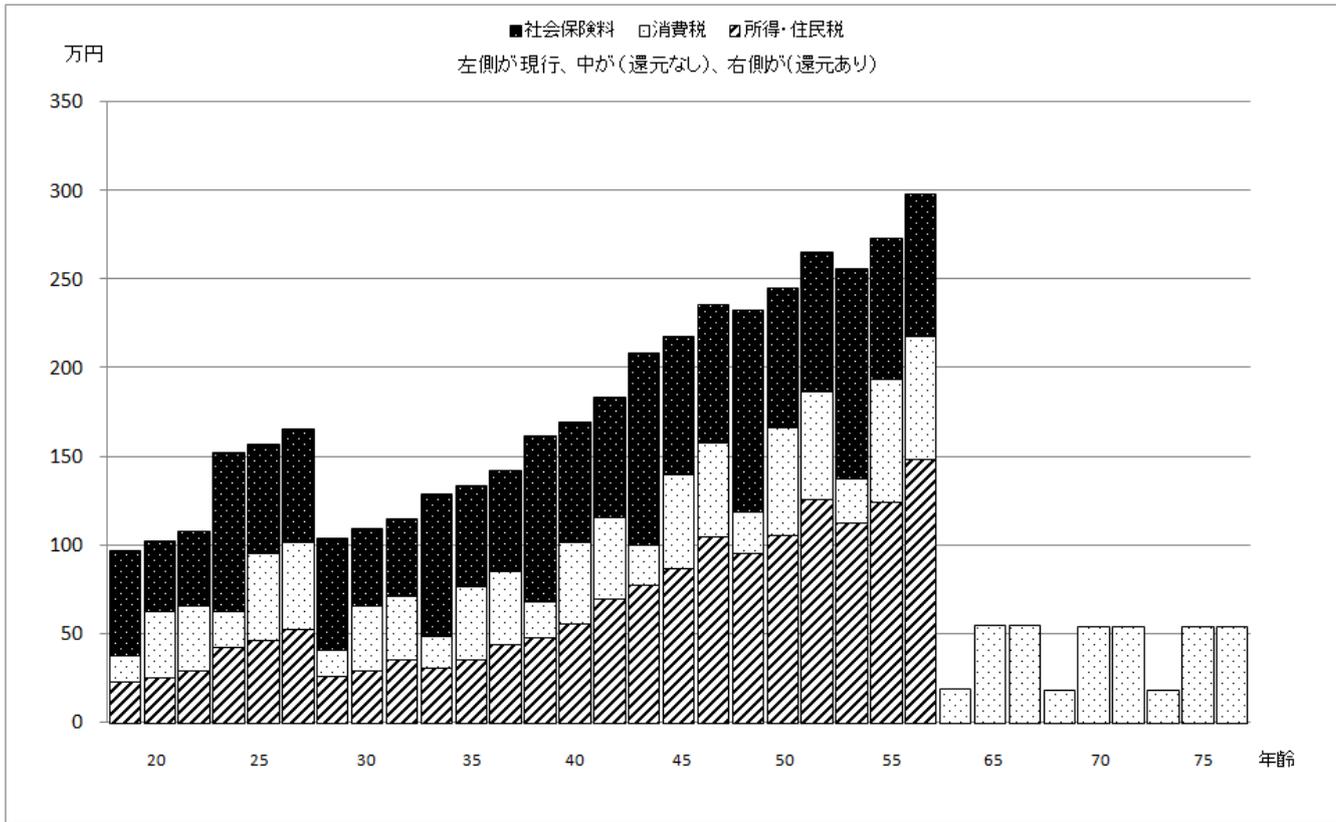


図 3 年齢階級別の税・社会保険料負担内訳の変化 (片稼ぎ世帯)

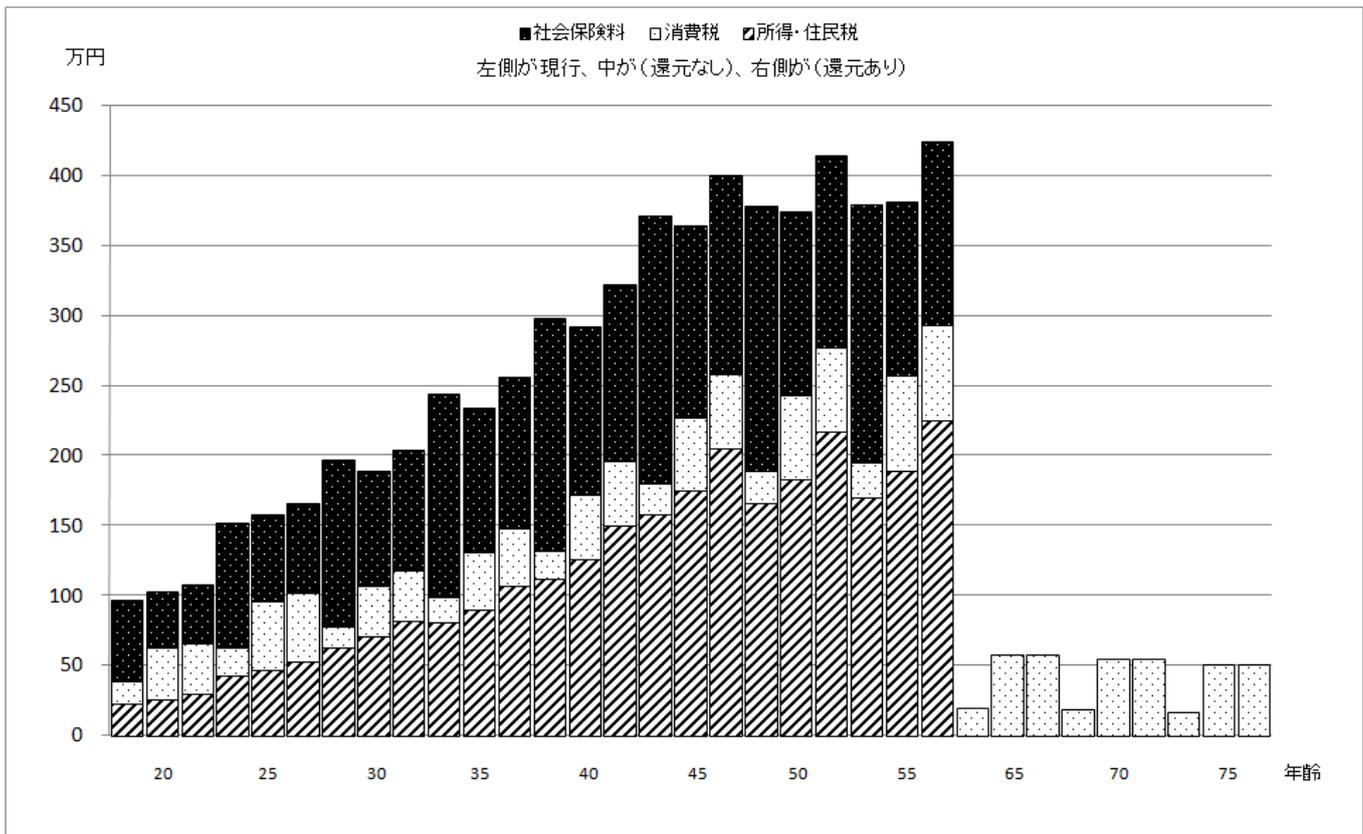


図 4 年齢階級別の税・社会保険料負担内訳の変化 (共稼ぎ世帯)

### 3. おわりに

本稿では基礎年金保険料を税方式化し、その財源を消費税に求めるという税・社会保障制度改革はこれから保険料を納める世代（1988年生まれ世代）の生涯公的負担にどのような影響をもたらすのかを分析した。本稿が主眼とした年金制度は勤労者世帯が加入する厚生年金制度である。厚生年金制度は第2号被保険者、第3号被保険者の存在しているために世帯類型によって影響が異なる可能性がある。したがって本稿では世帯類型別に公的負担を比較することにした。本稿で扱った世帯類型は単身世帯、片稼ぎ世帯および共稼ぎ世帯の3世帯類型である。また本稿では社会保障国民会議が試算していない想定である保険料の減少部分が勤労者に賃金で還元されるケースについても分析をおこなった。

本稿で得られた結果は以下のとおりである。

第1に、税方式化にともなうマクロレベルでの所得税と法人税の増収分を税方式の財源である消費税率を抑えると、消費税率は0.4%程度抑えることができる。

第2に、保険料の税方式化は保険料の減少分が賃金として勤労者に還元されてもされなくても、生涯の公的負担合計で増大をもたらす。しかし、保険料の減少分が賃金に還元された場合、生涯での可処分所得が増大をもたらす。

第3に、世帯類型別にみると、所得・住民税について見れば、単身世帯よりも片稼ぎ世帯と共稼ぎ世帯のほうが負担の上昇率が大きくなる。共稼ぎ世帯は30歳で結婚した後も妻が働き続けるために税方式化による厚生年金保険料の減額が大きくなる。このことから共稼ぎ世帯は30歳から53歳時点までは税方式化によって公的負担が軽減されることになる。現行制度では共稼ぎ世帯による保険料収入が制度設計に貢献しているといえるだろう。共稼ぎ世帯以外は年金受給をするようになると、消費税増税分の負担が増すことになる。

最後に本稿における課題について示しておこう。

第1に対象とする世代が1世代のみである点である。2009年は5年に1度の年金制度を見直す年であり、年金制度改革は本稿で扱ったような世代内の問題だけではなく世代間の問題も取り上げる必要がある。より長期的な視点で分析を進めることが必要となる。

第2に本稿では保険料の労使折半部分をすべて勤労者の賃金に還元されるという仮定をおいている点である。労使で折半されている保険料負担を最終的に誰が負担しているのかという問題、すなわち保険料の帰着問題は決着がついていない。この問題に対して岩本・濱秋(2008)はこれまでの議論を整理したうえで労災保険を含めて保険料負担の帰着を実証分析している。岩本・濱秋(2008)は労働者が部分的に負担しているという結果を出している。本稿においても比較対象として労使折半部分が勤労者の賃金に部分的に還元されるケースも分析するべきであろう。

これらの問題点については今後の課題としていきたい。

#### 【参考文献】

- 麻生良文・吉田浩(1996)「世代会計からみた世代別の受益と負担」『フィナンシャルレビュー』第39巻。
- 岩本康志(2008)「社会保障財源としての税と保険料」RIETI Discussion Paper Series 08-J-034.
- 岩本康志・濱秋純哉(2008)「社会保険料の帰着分析」国立社会保障・人口問題研究所研究叢書『社会保障財源の  
効果分析』東京大学出版会、(刊行予定)
- 呉善充(2004)「2004年度厚生年金改革のシミュレーション分析-世代間・世代内の影響-」『千里山経済学』第39巻  
第1号。
- 川瀬晃弘(2007)「基礎年金拠出金の算定方法と公的年金の未納問題」『公共選択の研究』49号。
- 木村真(2008)「基礎年金の全額消費税方式と税制改革」HOPS Discussion Paper Series No.10.
- 橋本恭之(2001)『税制改革シミュレーション入門』税務経理協会。

橋本恭之・呉善充(2008)「税収の将来予測」RIETI Discussion Paper 08-J-033.

橋本恭之・林宏昭・跡田直澄(1991)「人口高齢化と税・年金制度—コーホート・データによる制度改革の影響分析」『経済研究』第42巻,第4号.

橋本恭之・山口耕嗣(2005)「公的年金改革のシミュレーション分析—世帯類型別の影響—」『関西大学経済論集』第55巻第2号.

前川聡子(2004)「社会保障改革による世代別受益と負担の変化」『フィナンシャルレビュー』42号,8月号.

【別紙】

先行研究のまとめ

	分析手法	使用データ	結果
麻生・吉田(1996)	世代会計, 過去の政策評価	SNA, 『家計調査年報』『全国消費実態踏査』『所得再分配調査』	社会保障支出を 25%引き下げても, 将来世代は 1000 万円負担増, 純負担で将来世代=現在 20 歳を社会保障支出削減のみで行うと, 現在世代への年金給付を 58%下げる必要がある
橋本・林・跡田(1991)	多世代・代表的個人コーホート, 過去の政策評価	『家計調査年報(勤労者)』各年版をつなぎ, 将来へは経済想定によって賃金を伸ばす	厚生分析と公的便益/負担比率でみると, これまでの改革によって税制改革が若い世代を優遇, 年金改革は世代間の負担構造をあまり変化させていない。
前川(2004)	多世代・代表的個人コーホート, ライフサイクルモデルを使用, 複数制度改革を将来世代にわたってシミュレーション	『家計調査年報(勤労者)』各年版をつなぎ, 将来へは経済想定によって賃金を伸ばす	世代間格差を考慮した社会保障改革には, 年金のみならず, 老人医療費, 介護費用の抑制と現役世代の負担軽減が必要
呉(2004)	多世代・学歴別コーホート, 04 年年金改革を将来世代にわたってシミュレーション	『賃金センサス(学歴別)』各年版をつなぎ, 将来へは経済想定によって賃金を伸ばす	将来は世代間の不公平は縮小するが, 将来世代の受給負担費は 1.0 を下回る 各世代ともに高賃金体系の家計に対して評価値の改善があり, 所得再分配効果が弱まる
橋本・山口(2005)	多世代・世帯類型別コーホート, 04 年年金改革を将来世代にわたってシミュレーション 片稼ぎ, 共稼ぎ, パート, 独身男, 独身女の世帯類型別	『全国消費実態調査報告(1999 年)』を将来へは経済想定によって賃金をのばす	現行は世帯類型によって給付負担比に大きな格差が存在 パート, 片稼ぎは配偶者保険料負担なしと遺族給付によって優遇 基礎年金国庫負担 1/2 への改革によって全世帯で給付負担比は悪化 税・保険料負担を生涯比較すると, 改革によって現役時代の負担は軽減されて, 引退時代の負担が増大
社会保障国民会議(2008)	マクロ・ミクロの 2 面で試算 勤労者世帯の厚生年金保険料に含まれる 1 階部分は 4% / 14.996%	ミクロ: 『家計調査年報(勤労者)』クロスセクション	基礎年金保険料の税方式化によって企業負担は 3~4 兆円軽減

## 参考結果

### ※ 保険料が勤労者の賃金に還元されるケース

企業が負担している基礎年金保険料部分が勤労者賃金に還元されるケースをシミュレーション（ケース3）シミュレーションの想定はケース2に基礎部分保険料が勤め先収入に加算される想定にしている。

#### 【結果】

保険料負担が賃金に還元されると、所得・住民税負担が大きくなるが、可処分所得で見ればライフサイクル所得は増加することになる。

表4 税方式化による世帯類型別の税・社会保険料生涯公的負担への影響

単位：万円	所得・住民税		社会保険料		消費税		公的負担合計	
	現行	ケース3	現行	ケース3	現行	ケース3	現行	ケース3
単身世帯	3,964	4,987 (25.8%)	4,314	3,251 (-24.7%)	918	2,746 (199.1%)	9,196	10,984 (19.4%)
片稼世帯	3,554	4,585 (29.0%)	4,757	3,579 (-24.8%)	1,492	4,450 (198.3%)	9,802	12,614 (28.7%)
共稼世帯	6,029	7,760 (28.7%)	7,449	5,388 (-27.75%)	1,486	4,431 (198.2%)	14,964	17,579 (17.5%)

表5 公的負担のケース1とケース3の比較

単位：万円	所得・住民税		社会保険料		消費税		公的負担合計	
	ケース1	ケース3	ケース1	ケース3	ケース1	ケース3	ケース1	ケース3
単身世帯	4,345 (9.6%)	4,987 (25.8%)	2,999 (-30.5%)	3,251 (-24.7%)	2,746 (199.1%)	2,746 (199.1%)	10,090 (9.7%)	10,984 (19.4%)
片稼世帯	3,936 (10.8%)	4,585 (29.0%)	3,302 (-30.6%)	3,579 (-24.8%)	4,450 (198.3%)	4,450 (198.3%)	11,688 (19.2%)	12,614 (28.7%)
共稼世帯	6,656 (10.4%)	7,760 (28.7%)	5,179 (-30.5%)	5,388 (-27.75%)	4,431 (198.2%)	4,431 (198.2%)	16,266 (8.7%)	17,579 (17.5%)

表6 可処分所得の比較（単位：万円）

現行	ケース1	ケース2	ケース3
27,417	26,523 (-3.3%)	26,438 (-3.6%)	28,493 (3.9%)
33,645	31,641 (-6.0%)	31,431 (-6.6%)	33,937 (0.9%)
52,123	48,503 (-6.9%)	48,318 (-7.3%)	53,677 (3.0%)

備考）可処分所得は勤め先収入＋年金給付額から公的負担を差し引いた値である。

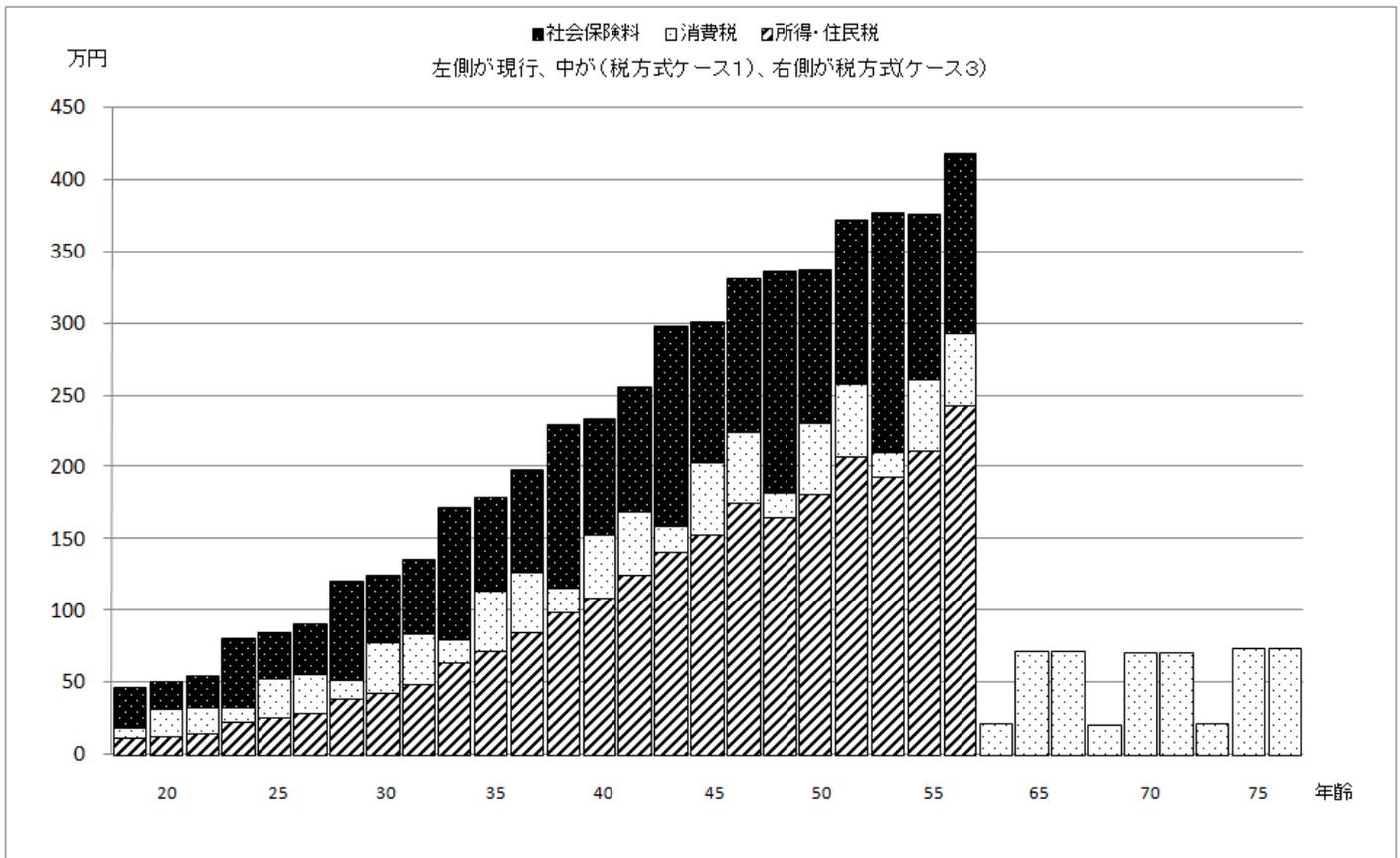


図 5 年齢階級別の税・社会保険料負担内訳の変化 (単身世帯)

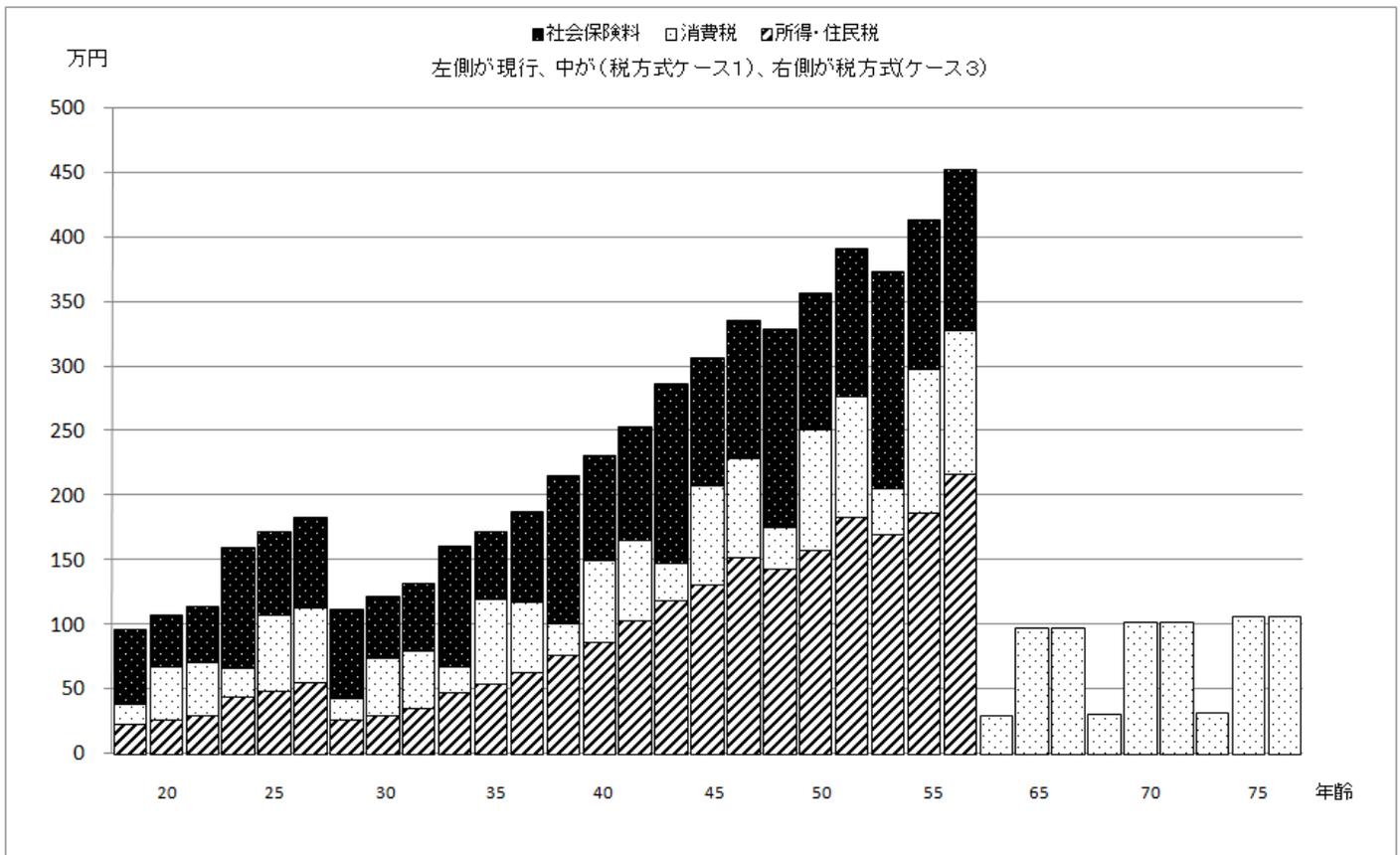


図 6 年齢階級別の税・社会保険料負担内訳の変化 (片稼ぎ世帯)

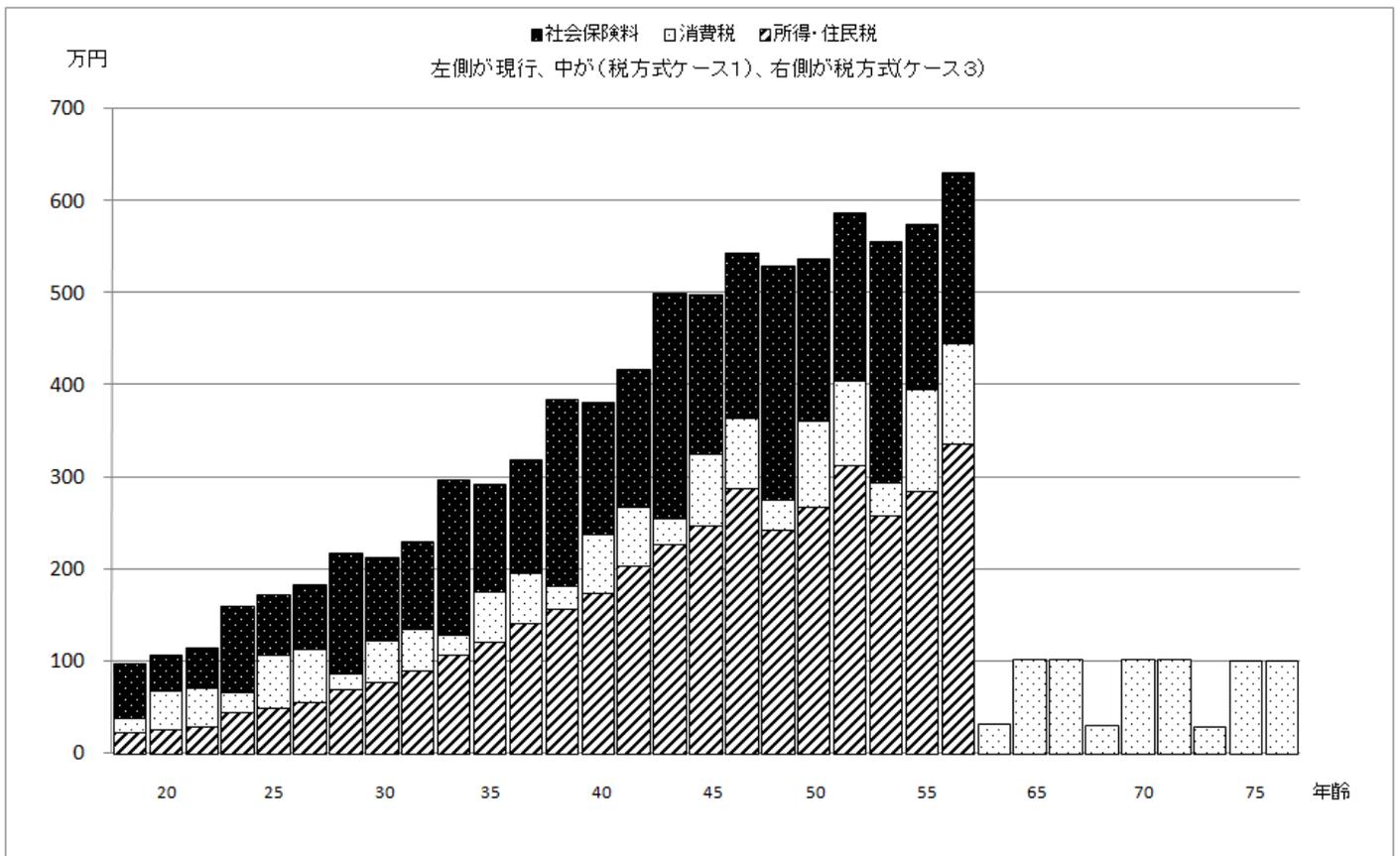


図 7 年齢階級別の税・社会保険料負担内訳の変化 (共稼ぎ世帯)